

ダブル免許プログラム

■ 中学校教諭 2 種免許状 英語

教育学部教育学科

□ は免許取得にあたって追加で修得が必要な科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科目	単位				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	○English Phonetics	1	13	-		
			○English Grammar	2				
			Introduction to Language Studies	—				
			○English in Global Contexts	2				
			Issues in Second Language Acquisition	—				
			Issues in Applied Linguistics	—				
			Language Testing	—				
			Current Issues in Applied Linguistics	—				
			Language Teaching in Asia	—				
			Language and Society	—				
			Teaching English to Children	—				
			Issues in English Linguistics	—				
		○British and American Literature	2					
		Special Studies in American Literature	—					
		Special Studies in British Literature	—					
		Language through Contemporary English Literature	—					
		英語文学	12	ELF 101			—	
				ELF 102			—	
				ELF 201			—	
		ELF 202		—				
	ELF 301	—						
	ELF 302	—						
	ELF 401	—						
	ELF 402	—						
	○Basic Academic English Skills A	2						
	○Basic Academic English Skills B	2						
	Career English	—						
	Speaking Workshop	—						
	○Multiculturalism in English-speaking Areas	2						
	○英語科指導法Ⅰ	2	2	-				
	英語科指導法Ⅱ	4						
	英語科指導法Ⅲ	2						
	英語コミュニケーション							
	異文化理解							
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)							

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科目	単位			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	—	—	6	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教育哲学	—			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論	—			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の制度と経営	—			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	—			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		学習・発達論	—			
			教育心理学	—			
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	発達心理学	—	—	6	
	総合的な学習の時間の指導法		特別支援教育	—			
	特別活動の指導法		教育課程編成論(中・高)	—			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		道徳教育の理論と方法(中)	—			
	生徒指導の理論及び方法		総合的な学習の時間の理論と方法(中・高)	—			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		特別活動の理論と方法(中・高)	—			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育の方法と技術(中・高)	—			
教育実践に関する科目	教育実習	5	生徒・進路指導の理論と方法(中・高)	—	—	6	
	教職実践演習	2	教育相談の理論と方法(中・高)	—			
中学校	教科及び教科の指導法に関する科目	12	○教育実習(副・中学校)	3	3	3	
	教育の基礎的理解に関する科目等	19	教職実践演習(中・高)	—	—	2	
	大学が独自に設定する科目	4	免許状取得のために履修する単位数		15	—	
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			3	17	
		—			—	※②	
			—	—	※③		

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
「教育の基礎的理解に関する科目等」(教育実践に関する科目を除く)の履修については、科目名が違う場合でも履修する必要はありません。
- ※② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
「大学が独自に設定する科目」は小学校免許状取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理解に関する科目」で教育学科の卒業要件としている選択必修科目を充てることができます。
したがって重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。